

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年4月3日

横浜市契約事務受任者
教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
高架水槽清掃
- 2 履行(納品)場所
戸塚区吉田町88 横浜市立東戸塚小学校
- 3 契約日
令和8年2月9日
- 4 履行日又は履行期間
緊急指示を承諾してから令和8年2月16日まで
- 5 契約金額
108,900円(税込)
- 6 契約の相手方(名称及び所在)
浜設備興業株式会社 代表取締役 久保 一博
横浜市港南区下永谷5-2-25
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
東戸塚小学校の高架水槽について、簡易専用水道検査で衛生上の指摘事項がありました。高架水槽の水は手洗い等に利用されており、生徒・教員の安全に影響があるため、緊急に契約を実施しました。
- 8 契約の相手方の選定理由
横浜市有資格者名簿から、速やかな対応が可能な業者を選定しました。
- 9 所管課
教育委員会事務局 教育施設課